

1. 自動車補償

登録ナンバー付車両の運行・使用・管理に起因する事故に対する補償
(スカイステージは登録ナンバーなしの車両ですが自動車補償の対象となります)

○対象機種

各種ダンプ・各種トラック・クレーン付トラック・ライトバン・高所作業車
散水車・大型特殊（ナンバー付）・小型特殊（ナンバー付）

車 種	対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害	車 両 補 償	免責金額	補 償 料
軽トラック ～ 2tダンプ	無制限	無制限	500万円	全 損（時価額） 部分損（実損額）	10万円	1 日 500円
4tトラック ～ 4tダンプ	無制限	無制限	500万円	全 損（時価額） 部分損（実損額）	10万円	1 日 800円
高所作業車 8m～27m	無制限	無制限	500万円	全 損（時価額） 部分損（実損額）	10万円	1 日 1,000円
スカイステージ 4m～8m	無制限	無制限	500万円	全 損（時価額） 部分損（実損額）	10万円	1 日 500円
4 t 散水車	無制限	無制限	500万円	全 損（時価額） 部分損（実損額）	10万円	1 日 800円

2. 動産補償

登録ナンバー付車両以外の車両・機械を使用中に発生したレンタル機の損害に対する補償

○対象機種

油圧ショベル・ブルドーザー・タイヤショベル・小型ローラー・小型クレーン・不整地運搬車（キャリア）・ミニフィニッシャー・フォークリフト他

機 種	車 両 補 償	免責金額
対象機種すべて	全 損（限度額）	
	部分損（実損額）	10万円
小 物	全 損（限度額）	御協議の上
	部分損（実損額）	定価×10%

3. 請負賠償保険

弊社機械を使用・管理中に誤操作等により、第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に対する補償（登録ナンバー付車両を除く）

機 種	対 人 賠 償 (支払限度額)	対 物 賠 償 (支払限度額)	免 責 金 額
対象機種すべて	1 名当り 3,000万円 (1 事故当り 2億円)	1,000万円 (1 事故当り)	10万円

4. 生産物賠償保険

弊社機械を使用・管理中に弊社整備不良等による死傷事故や、第三者の財物への損害に対する補償（登録ナンバー付車両を除く）

機 種	対 人 賠 償 (支払限度額)	対 物 賠 償 (支払限度額)
対象機種すべて	1 名当り 5,000万円 (1 事故当り 5,000万円)	1,000万円 (1 事故当り)

■ 注意事項

- ・『キロクレンタル総合補償』は、加入されたお客様のみに補償されます。
- ・『キロクレンタル総合補償』は定められた正しい使用方法で発生した事故を対象としております。本来の使用方法を逸脱した使用によって生じた事故は対象となりませんのでご注意ください。
- ・この補償制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
- ・現場状況等により、『キロクレンタル総合補償』の加入をお受け致しかねる場合があります。
- ・お客様にて工事保険等に参加されている場合は、そちらの保険を優先させていただきます。
- ・再リース物件については、再リース先の補償を適用させていただきます。再リース先に補償制度がない場合は、当社も補償しかねますのでご注意下さい。（別途加入の弊社動産保険制度有り）
- ・車両での事故や盗難事故が発生した場合は、必ず警察に届出を行ってください。（『盗難』とは、警察にて盗難事故として受理された事故です）
- ・事故発生時の連絡が遅延した場合や、事故原因等が不明瞭な場合は、補償対象外となる場合があります。
- ・賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要と致します。万一弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対しての補償は致しかねます。
- ・各補償制度の支払い限度額を超える部分については、お客様のご負担となります。
- ・弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払できない場合があります。
- ・この『キロクレンタル総合補償』は、予告なく内容を変更する場合がございます。

■ 補償対象外事故

- 故意・重大な過失（無免許・飲酒・薬物使用等）による損害
- 戦争・内乱・革命・暴動・労働争議等による損害
- 地震・噴火・津波等の天災による損害
- 塵埃・アスベスト・騒音・核汚染などによって生じた損害
- 常識的始業点検を怠った使用による損害
- 決められた燃料を使用せずに生じた損害
- 車両系等運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害
- 詐欺・横領等の不正行為による損害
- 置き忘れ・紛失による損害や部品の部分盗難（タイヤ・バッテリーのみ盗まれた等）、検品時の品不足による損害
- 製造元が定める使用方法以外での使用による損害や機械・車両の能力範囲を超えた作業による損害
- 欠陥・摩耗・腐食・さび・虫食い・凍結・自然消耗による損害
- 水災による損害（台風・暴風雨・豪雨等による洪水、河川・海での水害・水没）
- 過積載・高さ制限超えによる事故による損害
- 運送中の単純な破曲損による損害（荷崩れ等）や転落による損害
- 塗料・生コン・モルタル・アスファルト等の汚損、溶接等の火花による損害
- 消耗品（タイヤ・キャタピラ・ホース類・ドリル・刃・バケット・カッター等）や管球類（ライト等）、ガラス類（フロントガラス・ミラー等）の損害
- 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害（保管・移動が容易な軽量小物品（小型発電機・ランマー・プレート・電動工具等）に関しては、お客様の管理責任が重く問われる為、補償は致しかねます）
- 故障損害やその他電氣的・機械的による損害（お客様の不注意によるエンジン焼付き等）
- 期間を無断で延滞して使用された場合の破損や盗難による損害
- 弊社に無断で転貸して発生した損害
- 事故に関わる間接損害（事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車両の修理期間休車補償費用等）
- 転落事故等による、レンタル動産の引き上げ費用（クレーン代等）、回送費用、入替費用等
- 安全装置の解除または取り外して作業したり、転倒防止装置の不設置（軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかった等）などにより発生した損害
- クレーン付車両・高所作業車等のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害
- 同一工事関係者の所有・使用・管理する財物に与えた損害
- 同一工事関係者の従業員または下請負人の身体障害による損害
- 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害
- 登録ナンバーが付いていない機械等での公道自走中の事故

※上記以外の詳細については、別途ご相談下さい

● 万が一事故が発生したときは

① 人命救助を最優先に

ケガをされた方がいる場合は、応急処置、救急車の手配、病院への搬送等、出来るだけの救護を行ってください。

② 路上等の危険防止を

事故が発生した場合、二重事故や交通渋滞を防ぐため車両を安全な場所に移動させてください。また、物損事故も同様に損害が拡大しないよう応急処置を行ってください。

③ 警察への事故届けを

自動車事故の場合は、たとえ軽微な事故でも必ず警察に届けてください。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要となります)

④ ただちに弊社担当までご連絡を

事故の内容をご連絡ください。

- ・事故発生の日時・場所
- ・お客様の運転者名・会社名・連絡先(住所・電話番号)・事故車の登録番号
- ・事故の状況
- ・相手方の氏名・連絡先(住所・電話番号)・登録番号等
人身事故：ケガの内容・病院名・電話番号
物損事故：被害物名・損害内容・修理業者・電話番号

平成24年4月1日 改定